

## 6. 薬事監視

### (1) 監視指導状況

薬事法の規定に基づき薬局、医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、販売業及び賃貸業に対して立入検査等を行った結果は、第1表のとおりである。

第1表 薬事監視（平成22年度）

業種	事項	許可・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見施設数												
					無許可無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	違反毒劇薬の譲渡等	発毒劇薬の貯蔵陳列	見処方箋医薬品の譲渡等	件制限品目の販売	数製造設備の不備	製造販売後安全管理不備	品質管理不備	その他
医薬品	薬局	497	135	46	1	2	3	1	5	4		12			43		
	製造業											1					
	大臣許可分			1													
	知事許可分	86	1														
	薬局	104															
	製造業																
	第1種	1															
	第2種	61	52	23									12	22			
	薬局	104															
	店舗販売業	358	39	9	3		2				3	1			6		
卸売販売業	143	6	1											1			
薬種商販売業	12	3															
特例販売業	77																
配販売業者	220																
置従事者	865																
業務上取扱う施設																	
部外品	製造業	54															
	製造販売業	36															
	販売業																
業務上取扱う施設																	
化粧品	製造業	40			1												
	製造販売業	34															
	販売業																
業務上取扱う施設		2	2	1	1												
医療機器	製造業																
	大臣許可分																
	知事許可分	21	2														
	修理業																
	大臣許可分	36															
	知事許可分																
	製造業																
	第1種	1															
	第2種	9															
	第3種	4															
高度管理	451	51	5											5			
販売業																	
管理機器	1718																
一般機器																	
高度管理	451																
販売業																	
管理機器	1718																
一般機器																	
業務上取扱う施設																	
計		7101	291	87	1	5	0	3	5	1	5	4	3	14	12	22	55

(2) 医薬品等の収去検査状況

厚生労働省からの指定並びに県独自で品目を選定し、薬事法の規定に基づく収去検査を行った。結果は第2表のとおりである。

第2表 収去検査結果（平成22年度）

検査所 種類	国立医薬品食品衛生研究所			奈良県薬事研究センター		
	収去品目	検体数 (項目数)	不適数	収去品目	検体数 (項目数)	不適数
医薬品	国指定品目	9(3)	0	県指定品目	5(2)	1
化粧品	国指定品目	0	—	—	—	—

(3) 危険医薬品等（違法ドラッグを含む）検査状況

厚生労働省からの指定並びに県独自で品目を選定し、買上調査を実施した。検査機関において有害成分等の検査を行った結果は、第3表のとおりである。

第3表 買上調査結果（平成22年度）

対象製品群	検査項目	検体数	不適数	検査機関
違法ドラッグ 強壯用健康食品 痩身用健康食品	シルデナフィル誘導体 他	4	3	国立医薬品食品衛生研究所
健康食品	グリベンクラミド 他	2	0	奈良県薬事研究センター